

平成 21 年 12 月 1 日
全国海運組合連合会

地球温暖化対策税（環境税）に対する対応について、ご案内

11月26日、上野総連合会長、小比加全海運会長等は、国土交通省の三日月大臣政務官に対して環境省が打ち出した地球温暖化対策税（環境税、資料別紙）の導入に以下の理由から反対陳情した。

- ①現在、内航業界は、石油石炭税として2,040円/KLが課税されており、平成19年度では、54億円（約265万KL）を負担している。
- ②今回の地球温暖化対策税の導入となると更に2,780円/KLを上乗せすることになり内航業界は約74億円（平成19年度ベース）の負担となる。
- ③内航業界は、99%が中小企業であり昨秋のリーマンショック以降、更に厳しい経営下にある。もし増税となれば運賃への転嫁は極めて困難である。尚、漁業にはA重油の免税措置、外航海運は免税油を用いており、これまで内航業界に地球環境に優しい海上輸送へのモーダルシフト推進から石油石炭税の減免又は還付を陳情してきたところである。

又、ガソリンに係る税については、5,000円/KLが軽減される等、環境に優しい（内航海運は、営業用トラックに比べCO₂排出量で1/4）当業界が増税になるとは正に逆モーダルシフトであり、地球温暖化対策に逆行し本税の基本理念に反し到底納得できない。

- ④以上のことから、内航業界への本税導入の見送り、又は、本税の課税免除を強く陳情するものである。

以上

平成22年度税制改正要望 地球温暖化対策税の具体案

<p>【課税の仕組み】</p> <p>①原油、石油製品(ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料)、ガス状炭化水素(天然ガス、LPG等)、石炭を対象に、輸入者、採取者の段階で課税(石油石炭税の納税システムを活用)</p> <p>②ガソリンについては、①に加えて、ガソリン製造者等の段階で課税(揮発油税の納税システムを活用)</p>
<p>【税率】</p> <p>① (輸入者・採取者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原油、石油製品 2,780円/kl (1,064円/二酸化炭素トン、3,900円/炭素トン) ・ガス状炭化水素 2,870円/t (1,064円/二酸化炭素トン、3,900円/炭素トン) ・石炭 2,740円/t (1,174円/二酸化炭素トン、4,303円/炭素トン) <p>②(ガソリン製造者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン 17,320円/kl (7,467円/二酸化炭素トン、27,380円/炭素トン)
<p>【税収額】</p> <p>○総額約2.0兆円</p> <p>①全化石燃料への課税1.0兆円強 (うち石炭の税率の天然ガスとの均衡化0.03兆円)</p> <p>②ガソリンへの上乗せ課税1.0兆円弱</p>
<p>【軽減措置】</p> <p>○以下については、免税とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品原料としての化石燃料(ナフサ) ・鉄鋼製造用の石炭・コークス ・セメントの製造に使用する石炭 ・農林漁業用A重油 <p>○その他、国際競争力強化等の観点からの特定産業分野への配慮や低所得者等への配慮については、用途となる歳出・減税で対応</p>
<p>【実施時期等】</p> <p>○平成22年4月より実施。</p> <p>○次年度以降、国内排出量取引制度が導入される際には、各国の例も参考に、排出量取引の対象となる事業者の負担の軽減措置を検討する。</p>
<p>【用途】</p> <p>○「チャレンジ25」実現に向けた政策パッケージに盛り込まれる地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることとするが、特定財源とはしない。</p>

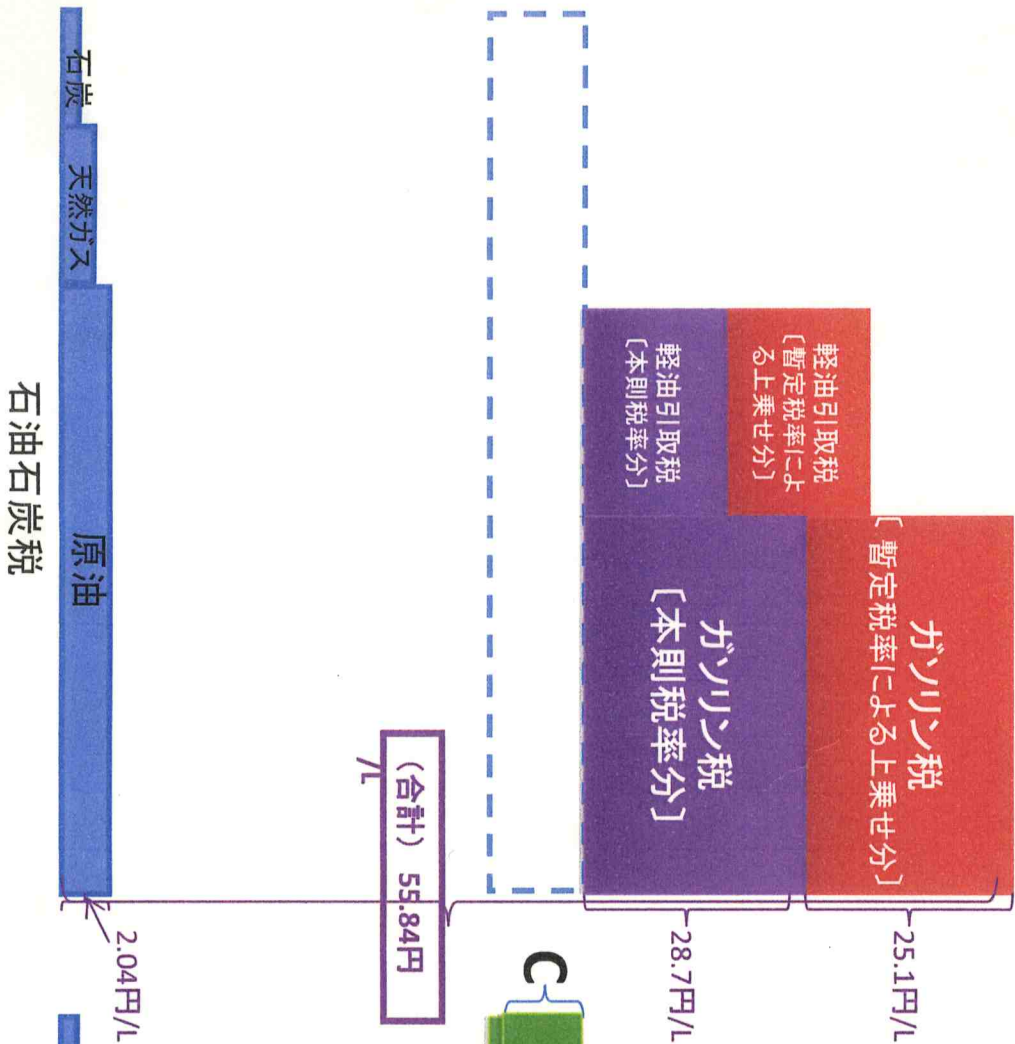
○その他

・軽油についての個別の課税については、税制調査会において別途ガソリンに準じて検討が必要。

地球温暖化対策税の全体像

※ 10円/Lは、ガソリンの税率

〔現行制度〕



〔導入後〕

